

大阪歯科大学看護学部入学特待生に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、大阪歯科大学（以下「本学」という。）の看護学部第1学年に入学した「入学
者選抜試験成績優秀者特待生」（以下「入学特待生」という。）の選考、在学中の学修及び授業料
（入学金、実習費、教育充実費は対象外。以下同じ。）の免除について定める。

（選考）

第2条 入学特待生は、入学年度に向けて実施される「一般選抜3教科型（前期）」において、当該年
度の入学者選抜要項で定める教科科目の平均得点の成績が優秀である者を対象に選考する。

2 入学特待生の種別はA種とB種の2種とし、A種は入学者選抜試験の教科科目の平均得点率が80%以上、B
種は入学者選抜試験の教科科目の平均得点率が60%以上である者の中から選考する。

（免除額及び対象人数）

第3条 入学特待生のA種は初年度の授業料全額が免除となり、B種は初年度の前期の授業料が免除となる。

対象人数 A種 原則1名（成績最上位者）、B種 原則11名（成績優秀者上位）

（学修態度）

第4条 入学特待生は、当該学年学生の模範となるよう学修に努めなければならない。

（入学特待生の資格継続の可否）

第5条 A種の入学特待生の資格（以下「資格」という。）は、入学時より1年間継続するものとする。

ただし、授業欠席過多による受験失格科目がある場合、若しくは成績不良である場合は、後学期授業
料免除の資格を取り消すことがある。

2 学則に違反した場合など、特待生の適性に著しく疑義が生じた場合についても前項同様に資格を取
り消すことがある。

3 休学の場合は、入学特待生の資格を取り消し、「大阪歯科大学学費等納付金規程」に基づき、その学
期の授業料を納入しなければならない。

4 休学を経て復学する場合、その後の授業料免除の資格は与えない。

附 則

（施行期日）

この内規は、2024（令和6）年8月29日に施行し、2025（令和7）年度入学生から適用する。